

### 年金のお知らせ

◇納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されま

す。控除の対象となるのは、令和3年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子さんなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるた

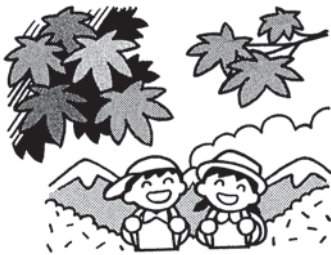
### 年金のお知らせ

めには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する領収証書などの添付が必要となります。

このため、令和3年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和3年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないよう納めましょう。



◇令和4年分公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出について

日本年金機構から源泉徴収の対象となる方へ、令和4年分の「扶養親族等申告書」が送付されています。

これは、令和4年2月以降にお支払いする年金から源泉徴収される所得税について、配偶者控除など各種控除を受けるときに必要な申告書になりますので、10月29日までに提出ください。

○扶養親族等申告書

問い合わせダイヤル

☎0570(081)240

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎30-3410

### 《役場職員の異動》

10月1日付・係長職以上

○課長職

若者定住推進課長

須崎 洋司

教育課長 新島 和貴

奥多摩病院事務長 岡野 敏行

○課長補佐職

住民課課長補佐兼課税係長 岡部 優一

福祉保健課課長補佐兼健康係長 金丸 哲史

環境整備課課長補佐兼環境係長 原島 保

教育課課長補佐兼学務係長 清水 俊雄

○係長職

企画財政課契約管財係長 丹生 充

総務課文書法制係長 木村 智史

福祉保健課福祉係長 加藤 紀子

議会事務局議会係長 小峰 典子

奥多摩病院医務係長 徳王 真理

公益財団法人東京都区市町村振興協会

**ハロウィンジャンボ5億円**  
(1等3億円・前後賞各1億円合わせて)  
**ハロウィンジャンボミニ5千万円**  
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は区市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円  
**9月22日※2種類同時発売!**  
 発売期間 9/22(水)~10/22(金)

公益財団法人東京都区市町村振興協会

### 防災行政無線メッセージサービス

防災行政無線の放送を聞くことができなかった場合は、つぎの電話番号におかけいただき、聞き直すことができます。

※防災行政無線メッセージサービス

☎83-2233